

答 申 第 193 号

令 和 7 年 3 月 3 日

兵庫県公安委員会

委員長 澤 田 隆 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和6年10月31日付け兵公委発第704号で諮問のあった下記の公文書に係る標記
のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定の本（解釈本）の件

第 1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定は妥当である。

第 2 諮問経緯

1 公文書の公開請求

令和 6 年 6 月 19 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対し、請求する公文書の件名又は内容を、「反則告知により反則金を納めなかった事で、交通前歴を作成し、検察に提出するが、刑事事件に行政事件での罪名を示すことが有効とする本（解釈本）」（以下「本件請求内容」という。）とする公文書公開請求書を提出した（以下「本件公開請求」という。）。

2 補正手続

同月 20 日、実施機関は本件請求内容から公文書の特定ができず形式上の不備があるとして、条例第 5 条第 3 項の規定に基づき、審査請求人に対し補正を求める補正要求書を送付した（以下「本件補正要求」という。）ところ、審査請求人は本件補正要求の補正期限である同年 7 月 5 日までに補正を行わなかった。

3 実施機関の決定

同年 7 月 11 日、実施機関は、本件公開請求について、公文書公開請求書に公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項の記載がなく、かつ当該請求書の補正に応じないことを理由として、非公開とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。

4 審査請求

同月 22 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、兵庫県公安委員会に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 諮問

令和 6 年 10 月 31 日、兵庫県公安委員会は、条例第 17 条の規定により、情報公

開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

1 本件審査請求の趣旨

存在をする。

2 本件審査請求の理由

令●（●）●号●地裁があり、行政と刑事での違反が競合しているもの。申立人の交通違反について犯罪捜査規範 220 条の 2 及び 1 条を根拠に警察（運転免許課）が作成した公文書に事実がある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 非公開決定とした理由

(1) 令和6年6月19日、審査請求人が実施機関に来庁し、公文書公開請求書に本件請求内容を記載したものの、請求内容から公文書の特定が困難と判断し、審査請求人に請求内容について確認するも、審査請求人は「書いたとおり。この文書が無いことはわかっている。無いという文書がもらえたらいい。」と申し述べ、本件請求内容以上の説明及び記載をしなかったことから、審査請求人に対し「公文書が特定できなければ補正を求めることになる。」旨を説明し、請求書を受領したものである。

(2) 同月20日、本件請求内容を精査した結果、審査請求人が求める「交通前歴」とは、刑事事件による前歴や交通違反及び交通事故の前歴や行政処分の前歴などどのような前歴を示すのか不明であり、更に「刑事事件に行政事件での罪名を示すことが有効とする本(解釈本)」について、請求する公文書の意味が不明であることから、本件請求内容から公文書を特定することが困難であると認め、条例第5条第3項に基づき、審査請求人に対し補正要求書を送付したものである。

(3) 同年7月11日、本件補正要求について同月5日までに回答を求めたが、審査請求人が応じなかったことから、条例第5条第1項第2号及び同条第3項に基

づき、公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項の記載がなく、且つ当該請求書の補正に応じないため、非公開決定通知を通知したものである。

2 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は「存在をする」と主張しているが、先に弁明したように、請求時に公文書を特定するための説明を求めるも明確な回答をせず、また補正に応じなかったことから、公文書を特定できず、本件処分を非公開決定としたもので、審査請求人の主張は理由がないものである。またその他の主張についても、本件処分の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は適法なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

本件公開請求は、本件請求内容の公開を求めるものであるところ、実施機関は、公文書公開請求書に公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項の記載がなく、かつ当該請求書の補正に応じないことを理由として本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、「存在をする。」等とするが、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、条例第5条第1項第2号により請求書に記載すべき「公文書を特定するために必要な事項」について、同条第3項所定の「形式上の不備」があるとして補正を求め、審査請求人が当該補正の求めに応じなかったため、本件処分を行っている。

同条第1項第2号所定の「公文書を特定するために必要な事項」とは、公文書の件名又は実施機関が公開請求に係る公文書を特定し得る程度の公文書の内容をいうとされる。

本件請求内容は、「反則告知により反則金を納めなかった事で、交通前歴を作成し、検察に提出するが、刑事事件に行政事件での罪名を示すことが有効とする本(解釈本)」というものである。

実施機関の説明によれば、令和6年6月19日、審査請求人が実施機関に来庁し

本件公開請求を行った際、実施機関職員が公文書の特定が困難と判断し、請求内容について確認するも、審査請求人が本件請求内容以上の説明及び記載をしなかったため、審査請求人に対し「公文書が特定できなければ補正を求めることになる。」旨を説明し、本件公開請求を受領したものとされる。

ここで、本件補正要求は、同日の翌日付けで「補正要求書」と題して発出されており、また、その文面を見ると、「補正を求める事項」として「請求する公文書を特定するに足りる事項とは認められなかったので…特定に至る内容を記載した書面の提出を願います」と明確に記載し、さらに「補正の参考となる情報」として『『交通前歴』とは…範囲が広く公文書を特定できないため具体的に記載をお願いします。例えば、『刑事事件による前歴』や『交通違反の点数制度に関するもの』など…具体的に記載してください。また、『刑事事件に行政事件での罪名を示すことが有効とする本』とは…具体的に記載をお願いします。なお、請求する公文書が、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものについては、…『公文書』の対象外となり、非公開となる場合があります。」等との具体的な記載例も示しているところであり、実施機関としては、条例第5条第3項の規定により、できる限りの補正の参考となる情報を示しつつ補正を求めたものと認められる。そして、本件補正要求の所定の期限までに審査請求人は、何らの連絡を行わず本件補正要求に応じることなく補正を行わなかったものである。

上記のとおり本件公開請求の本件請求内容及び本件補正要求の状況に鑑みると、実施機関が、公文書の特定は困難であると判断し、「公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき」に当たるとして条例第10条第2項により、非公開とした決定は、やむを得ない対応であり、妥当であると考えられる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和6年10月31日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和7年1月23日 第2部会(第123回)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和7年2月27日 第2部会(第125回)	・ 審議
令和7年3月3日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 木 村 倫太郎

委 員 手 塚 昌 美

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男